

### 【婚姻中別居の場合の親子交流】

父母が婚姻中に、様々な理由により、子どもと別居することがありますが、これまではそのような場合の親子交流に関する規定がありませんでした。そこで、今回の改正では、婚姻中別居の場合の親子交流について、次のようなルールを明らかにしています。

- ① 婚姻中別居の場合の親子交流については父母の協議により定める。
- ② 協議が成立しない場合には、家庭裁判所の審判等により定める。
- ③ ①や②に当たっては、子どもの利益を最優先に考慮する。



### 【父母以外の親族と子どもの交流】

これまで民法には父母以外の親族（例えば、祖父母等）と子どもとの交流に関する規定はありませんでした。しかし、例えば、祖父母等と子どもとの間に親子関係に準ずるような親密な関係があったような場合には、父母の離婚後も、交流を継続することが子どもにとって望ましい場合があります。そこで、今回の改正では、子どもの利益のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、父母以外の親族と子どもとの交流を実施するよう定めることができることとしています。

また、子どもが父母以外の親族と交流をするかどうかを決めるのは、原則として父母ですが、例えば、父母の一方が死亡したり行方不明になったりした場合など、ほかに適当な方法がないときは、次の①～③の親族が、自ら、家庭裁判所に申立てをすることができるようになります。

- ① 祖父母
- ② 兄弟姉妹
- ③ ①②以外で過去に子どもを監護していた親族

## ～ Q & A ～

**Q1** 家庭裁判所から親子交流の試行的実施を促されましたが、事情により、その実施をすることができませんでした。このような場合には、どうなりますか。

**A1** 親子交流の試行的実施をしなかったときは、当事者は、家庭裁判所からの求めに応じて、その理由を説明しなければなりません。家庭裁判所は、当事者からの説明を踏まえて、親子交流の調停の成立や審判に向けて、必要に応じて更に調査や調整を行います。その際には、家庭裁判所から改めて親子交流の試行的実施が促される場合もあります。

**Q2** 親子交流の試行的実施に当たって、子どもの意見は反映されますか。

**A2** 家庭裁判所は、子どもの心身の状態に照らして相当でないときは、親子交流の試行的実施を促すことができないこととされています。この「子どもの心身の状態」を判断するに当たって、子どもの意見は、年齢や発達の程度に応じて考慮されることとなります。